

○法人文書の開示請求及び開示の実施に係る手数料等に関する規程

平成15年10月1日
平成15年度規程第18号

- 一部改正 平成17年4月1日平成17年度規程第4号
- 一部改正 平成18年3月31日平成17年度規程第60号
- 一部改正 平成27年3月31日平成26年度規程第38号
- 一部改正 2019年6月12日2019年度規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）における開示請求及び開示の実施に係る手数料等についてその基準を定めることを目的とする。

(手数料の額等)

第2条 法第17条第2項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
- 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイからへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
 - イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関から事案が移送された場合（ハに掲げる場合を除く。） 300円
 - ロ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合（二に掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条第1項

の規定に基づき定める開示請求にかかる手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

- ハ 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額
 - ニ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額
 - ホ 法第13条第1項の規定に基づき、行政機関に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額
 - ヘ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合体をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに該当する方法で納付しなければならない。
- 一 現金又は郵便為替の場合 現金又は郵便為替を開示請求書又は開示の実施を求めた書面に添付して納付
 - 二 金融機関への振込の場合 機構の指定する金融機関の口座へ必要額を振り込んだ後、振込を証する書面を開示請求書又は開示の実施を求めた書面に添付して提出

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、原則、郵便切手を納付することとし、必要に応じて前項に規定する方法で納付することができる。

(手数料の減免)

第3条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年度規程第4号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度規程第60号）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度規程第38号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2019年度規程第12号）

この規程は、2019年7月1日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項 まで又は8の項に該 当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印 画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごと に760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写し たものの交付(二に掲げる方 法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判につ いては40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラー で複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判につ いては140円、A1判については180 円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印 画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203mm、横254 mmのものについては520円)に12枚ま でごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取って できた電磁的記録をフレキシ ブルディスクカートリッジ(日 本産業規格X6223に適合する 幅90mmのものに限る。以下同 じ。)に複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図 画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取って できた電磁的記録を光ディス ク(日本産業規格X0606及び X6281に適合する直径120mmの 光ディスクの再生装置で再生 することが可能なものに限 る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図 画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取って できた電磁的記録を光ディス ク(日本産業規格X6241に適 合する直径120mmの光ディス クの再生装置で再生すること が可能なものに限る。)に複写 したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図 画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィル ム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したも のの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判につ いては140円、A2判については370 円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲 覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交 付	1枚につき30円(縦203mm、横254 mmのものについては430円)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203mm、横254mmのものについては1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7mmのオープンリールテープ（日本産業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52mのものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
	リ 幅12.7mmの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき800円（日本産業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8mmの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本産業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81mmの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき590円（日本産業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16mm映画フィルムについては13,000円、35mm映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16mm映画フィルムについては3,200円、35mm映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープ（同時に視聴する場合に限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
<p>備考 ①A1判、A2判、A3判とは、それぞれ日本産業規格A列1番、A列2番、A列3番のことをいう。</p> <p>②1の項ハ、2の項ハ又は7の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。</p>		